現場代理人の「兼任」の取り扱いについて

平成 29 年 6 月 29 日決定

○現場代理人の「兼任」の取り扱いについて

平成26年2月3日付け国土交通省通知「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて」において、「現場代理人の常駐義務の緩和」に関し再周知されたことを踏まえ、現場代理人が工事を兼任できる場合の取扱いについて定める。

兼任に係る取扱基準

項	目	兼任に係る取扱基準				
金	額	請負代金が3,500万円未満(建築工事は7,000万円未満)の工事(建設業法施行 令第27条第2項に該当する工事も対象) 但し、幕別町財務規則第101条第1項第1号の規定に基づき契約書の作成を 省略した工事は、現場代理人の常駐を要しない				
件	数	2件若しくは3件				
範	囲	原則、幕別町内				
発注機関		公共工事(他の地方公共団体等発注工事も含む)				
手	続	別紙「現場代理人の兼任届」を町に提出し兼任内容等を確認 (他の地方公共団体等発注工事との兼任は、他発注機関が認めた場合に限る)				
連絡対応		連絡員を現場に配置する (連絡員は受注者の社員等で確実に連絡が可能である者				

〇「現場代理人が工事現場を兼任する場合」の事例(技術者を兼務している場合)

	事例 1	事例 2	事例3	事例 4
技 術 者	〈監理技術者〉	〈主任技術者〉		
		非専任	専任	
	下請金額4千万円 以上 (建築工事6千万 円以上)	工事請負金額3.5千万円未満(建築工事7千万円未満)	工事請負金額3.5千万円以上(建築工事7千万円以上)	建設業法施行令 第 27 条第2項に 該当する工事 (【参考】参照)
現場代理人	兼任不可	兼任可	兼任不可	兼任可

【参考】

「建設工事の技術者の専任等に係る取扱い」(平成26年2月3日付け国交省通知)

- (1) 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が 10km 程度の近接した場所において同一の建設業者が施行する場合には、令第 27 条第 2 項が適用される場合に該当する。なお、施工にあたり相互に調整を要する工事について、資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請業者で施行する場合等も含まれると判断して差し支えない。
- (2) (1) の場合において、一の主任技術者が管理することが出来る工事の数は、専任が必要な工事を含む場合は、原則 2 件程度とする。
 - ※当該規定は、監理技術者には適用されません。